（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例に関する経過措置）

第七条　新規則第二十二条の十三第三項の規定は、法人が施行日以後に取得する株式について適用し、法人が施行日前に取得した株式については、なお従前の例による。

２　新規則第二十二条の十三第三項の規定の適用については、同項第二号の特別勘定には、連結事業年度において設けた令和二年旧措置法第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含むものとする。

（文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める事項に関する経過措置）

第八条　施行日前に旧規則第二十三条の五の三第二項第四号の規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣が定めた事項は、新規則第二十三条の五の三第二項第四号の規定により内閣総理大臣及び文部科学大臣が定めた事項とみなす。

（登録免許税の特例に関する経過措置）

第九条　施行日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）附則第五十二条第二項の規定により新法第七十七条の規定の適用を受けようとする場合には、新規則第二十九条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

一　新法第七十七条の規定の適用を受けようとする者が、申請により登記を受けようとする場合には、その登記の申請書に、当該登記が同条の規定に該当するものであることについての市町村長の証明書で、その者が租税特別措置法施行令第四十二条の四第一項に規定する基準を満たす者であること、当該登記に係る土地が農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第五十六号）附則第五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する農用地利用集積計画に係る同法第一条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第四条第三項第一号に規定する利用権設定等促進事業により取得されたものであること、当該土地が同令第四十二条の四第二項に規定する農用地区域内に存すること及び当該土地が同条第三項に規定する土地に該当するものであること並びに当該土地の取得に係る当該農用地利用集積計画の公告の日及びその者が当該土地を取得した日の記載があるものを添付しなければならない。

二　新法第七十七条の規定の適用を受けようとする者が、市町村長の嘱託により登記を受けようとする場合には、市町村長に対する登記の嘱託の請求書に、前号の市町村長の証明書を添付し、当該登記の嘱託書に当該証明書を添付して当該登記の嘱託をすべき旨の請求をしなければならない。

（輸出酒類販売場に係る電磁的記録に記録された事項に関する消費税法施行規則の規定の準用に関する経過措置）

第十条　施行日から令和五年九月三十日までの間における新規則第三十七条の四の十二第一項の規定の適用については、同項中「第十五条の五第二項、第十六条第六項、第二十六条の七第三項、第二十六条の八第二項」とあるのは、「第十五条の三第二項、第十五条の四第四項、第十六条第六項」とする。

（酒類製造者が主となって組織する法人が承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例の適用を受ける場合の届出書の記載事項）

第十一条　改正法附則第五十六条第六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　届出者の住所及び氏名又は名称並びに法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。第三号において同じ。）

二　届出者の酒類（租税特別措置法第二条第四項第一号に規定する酒類をいう。）の蔵置場（その者が二以上の蔵置場を有する場合には、それぞれの蔵置場）の所在地及び名称

三　改正法附則第五十六条第六項に規定する酒類製造者が主となって組織する法人を組織している酒類製造者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあっては、法人番号

四　その他参考となるべき事項

（自動車重量税の特例に関する経過措置）

第十二条　改正令附則第十八条の規定により読み替えて適用される新令第五十一条の二第一項第四号ニに規定する車両総重量が三・五トンを超える乗合自動車又は貨物自動車で財務省令で定めるものは、新規則第四十条の二第十一項第一号に掲げる要件に該当し、かつ、同項第二号に規定する平成二十七年度燃費基準達成レベルが百五以上である自動車（租税特別措置法第九十条の十第一項に規定する自動車をいう。次項において同じ。）で当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされているものとする。

２　改正法附則第五十九条第二項に規定する検査自動車で財務省令で定めるものは、新規則第四十条の四第七項第二号に規定する令和十二年度燃費基準達成レベルが七十五以上八十未満であり、かつ、新規則第四十条の二第二項第二号に規定する令和二年度燃費基準達成レベルが百以上である自動車で当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされているものとする。

（書式に関する経過措置）

第十三条　新規則別表第六㈠に定める書式は、租税特別措置法第二十九条の二第六項に規定する特定新株予約権でその付与をした日が施行日前であるものについては、なお従前の例による。

２　新規則別表第十一㈥に定める書式（同表の備考２⑶ホ、⑹及び⑻に係る部分に限る。）は、改正法附則第五十一条第二項に規定する新法適用者（以下この項において「新法適用者」という。）に係る新法第七十条の二の二第十九項に規定する教育資金管理契約の終了に関する調書について適用し、施行日前に改正法附則第五十一条第二項に規定する信託受益権等を取得した個人（新法適用者を除く。）に係る新法第七十条の二の二第十九項に規定する教育資金管理契約の終了に関する調書については、なお従前の例による。

３　新規則別表第十二㈥に定める書式（同表の備考２⑶ホ及び⑹に係る部分に限る。）は、改正法附則第五十一条第三項に規定する新法適用者（以下この項において「新法適用者」という。）に係る租税特別措置法第七十条の二の三第十六項に規定する結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書について適用し、施行日前に改正法附則第五十一条第三項に規定する信託受益権等を取得した個人（新法適用者を除く。）に係る租税特別措置法第七十条の二の三第十六項に規定する結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書については、なお従前の例による。

４　前三項に規定する書式及び新規則別表第十一㈠に定める書式は、当分の間、旧規則の相当の規定に定める調書又は申告書に、新規則別表第六㈠、別表第十一㈠、別表第十一㈥及び別表第十二㈥に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。